

研究ノート

日米構造協議以降の我が国独占禁止法の運用について

横川和博

はじめに

日米構造協議は平成2年6月、独占禁止法及びその運用の強化を最終報告書のひとつとして終了した⁽¹⁾。そこでは日本市場の閉鎖性、反競争的慣行等を独占禁止法の強化によって改善しようという意図が読み取れた。それ以降、概して言つてならば、わが国の独占禁止法は強化の道を辿ってきたと評価することができる。例えば違反事件勧告件数はそれ以降明らかに増加の一途を辿っており（平成元年度7件、2年度22件、3年度30件、4年度34件、5年度31件）、公正取引委員会審査部の定員増加（平成2年度128名、5年度末186名）によって審査体制の充実が図られてきてもいる。また、カルテル規制に関しては、独占禁止法強化改正（課徴金・罰金の引上げ）が成立している。また、法運用の強化も図られ、カルテルの告発の積極化、流通諸慣行などのガイドラインの作成、適用除外制度の見直し等が行われてきている。しかしながら、後を絶たない談合事件の発生等、必ずしもかかる運用の強化が実効性を持っているとは言ひがたいのも現状である。

本稿は、日米構造協議以降の入札談合及び流通諸慣行に関する独占禁止法違反事件を検討することにより、わが国独占禁止法制の問題点を明らかにしようとするものである。

I 談合事件

日米構造協議最終報告書は、入札談合の効果的抑止のために次のような方策を提言している。「(イ)日本政府は、今後とも政府出資のプロジェクトに関して談合を排除するよ

う努めるものとする。この点に関して、発注期間は談合事案に対して厳正に対処し、談合行為の抑止に効果的な行政上の措置(指名停止を含む。)を当該談合に参画したことが発覚した企業に対して積極的に適用する。さらに、発注期間は、今後、談合行為に対し、一層の注意を払い、自らの判断において談合行為に関する関連情報を公正取引委員会に伝える。(ロ)公正取引委員会は、全ての産業における談合に対し、独占禁止法を厳正に適用することとする。(ハ)以下略」(日米構造協議最終報告「排他的取引慣行」の項)。

以後、政府の対応としては、かかる状況の改善のため、中央建設業審議会が「公共工事に関する入札契約制度」(平成5年12月12日)、また「政府調達に関するアクション・プログラム」を公表(同6年2月3日)するなどの施策がとられている。また公正取引委員会は、カルテル規制全般の積極化を図るとともに、入札談合の刑事責任の追求を含む厳正な態度をとるに至っている。特に、平成6年7月5日に公表された「公共的な入札に係る事業者及び事業社団体の活動に関する独占禁止法上の指針」は注目すべきものであった⁽²⁾。その後、後掲表3に見るとおり、公取委の法運用は談合規制に著しく傾斜してきている。

以下、入札談合に関する一連の事件を追ってみることとする。

(1) 平成3年度から4年度

談合事件の摘発が急増した時期である。事件例⑤、⑥、⑦など衆目を集めた事件もあり、事件例⑧、⑨、⑩など従来独占禁止法の規制が及ばなかった業界についての事件も散見される。多くは入札談合が当該業界において常態化・慣習化していることを浮き彫りにする事件である。

事件例①. 北光印刷(株)ほか二五名事件＝公取委勧告審決平3・12・2⁽³⁾では、苫小牧市所在の印刷業者二六社による同市発注の特定印刷物について事前に受注予定者及び受注予定価格を決定していた行為が、独占禁止法三条後段違反とされ、所要の排除措置が命じられた。

事件例②. 三丸製薬(資)ほか一五名事件、事件例③. (株)エーシンほか一一名事件＝公取委勧告審決平4・3・10⁽⁴⁾では、宮城県内の防疫殺虫剤の販売業者一六社(②)及びワクチン類販売業者一二社(③)がそれぞれ受注予定者・受注予定価格を決定した行為が、

独占禁止法三条後段違反として所要の排除措置を命じられた。宮城県内の市町村が指名競争または指名見積合わせの方法により発注する防疫殺虫剤・ワクチン類に関する発注談合事件である。

事件例④. 三菱樹脂(株)ほか四名事件＝公取委勧告審決平4・3・18⁽⁵⁾では、塩化ビニール管の製造業者五社による受注予定者・受注予定価格の決定が、独占禁止法三条後段違反とされ所要の排除措置が命じられた。

事件例⑤. 大日本印刷(株)ほか十三名事件・事件例⑥. 大日本印刷ほか四名事件＝公取委平4・5・15⁽⁶⁾では、日本道路公団が指名競争入札の方法により発注する磁気カード通行券などにつき印刷業者一四社（⑤）が、及び首都高速道路公団が同様に発注する回数券などにつき印刷業者五社（⑥）が、受注予定者・受注価格を決定した行為が、それぞれ独占禁止法三条後段に違反するものとして所要の措置を命じられた。限られた数の指名業者間で行われた受注調整談合事件である。

事件例⑦. 鹿島建設(株)ほか六五名事件＝公取委勧告審決平4・6・3⁽⁷⁾では、土木工事業者六六社が、埼玉県発注の特定土木工事についてあらかじめ受注予定者を決定した行為が、独占禁止法三条後段に違反するものとして所要の措置を命じられた。建設業者の入札談合事件は本件以前にも多数あり、地方自治体発注の工事についての談合事件としては三例目となる。本件は、わが国におけるいわゆる大手ゼネコン会社のほとんどが参加し、しかも過去に談合事件に参画したものが相当数含まれることから、公取委の告発が行われるのではないかと多方面から注目された事件でもある。しかしながら、公取委は「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」公表以後において告発を相当とする具体的事實を認めるに至らない、などとして告発を見送った。

事件例⑧. 香川県造園協会高松支部事件＝公取委勧告審決平4・6・4⁽⁸⁾では、高松地区の官公庁発注に係る造園工事の受注予定者を決定した行為が独占禁止法八条一項一号違反とされ所要の排除措置が命じられた。造園工事に係る入札談合事件としては初の審決となる。

事件例⑨. 広島市造園建設業協会事件、事件例⑩. 広島県造園建設業協会事件＝公取委勧告審決平4・6・25⁽⁹⁾では、広島市等発注に係る造園工事の受注予定者を決定した行為（⑨）及び広島県等発注に係る造園工事発注予定者を決定した行為（⑩）が、それぞれ独占禁止法八条一項一号に違反するとして所要の排除措置が命じられた。事件例

⑧に続く造園工事に係る入札談合事件である。

事件例⑪. (株)葵エンジニアリングほか七二名事件、事件例⑫. (株)愛河調査設計ほか一三九名事件=公取委勧告審決平4・8・7⁽¹⁰⁾では、愛知県土木部関係部署発注に係る建設コンサルタント業務(⑪)の、及び測量等業務(⑫)の受注予定者を決定した行為が、それぞれ独占禁止法三条後段に違反するものとして所要の排除措置が命じられた。史上最多の事業者によるカルテル事件である。

事件例⑬. 交通産業(株)ほか二四名事件=公取委勧告審決平4・12・21、事件例⑭. 永盛産業(株)ほか一七名事件=公取委勧告審決平4・12・21、事件例⑮. ライン企画工業(株)ほか一二名事件=公取委勧告審決平4・12・21、事件例⑯. 交通産業(株)ほか六名事件=公取委勧告審決平4・12・21、事件例⑰. 永盛産業(株)ほか一八名事件=公取委勧告審決平4・12・21⁽¹¹⁾は一連の談合事件がそれぞれ独占禁止法三条後段違反とされたものである。公正取引委員会は、平成四年一一月二六日、埼玉県警察が発注する工事につき、道路標示の工事の受注者を決定する談合(⑬)、路側式道路標識の工事の受注予定者を決定する談合(⑭)、大型反射式道路標識の工事の受注予定者を決定する談合(⑮)、大型灯火式道路標識の工事の受注予定者を決定する談合(⑯)、および埼玉県土木事務所発注に係る特定道路標識・標示等の工事の受注予定者を決定する談合(⑰)のそれぞれが独占禁止法三条後段に違反するものとして所要の排除措置を命じた。

事件例⑲. (株)金門製作所ほか二三名事件=公取委勧告審決平5・1・29、事件例⑳. (株)金門製作所ほか九名事件=公取委勧告審決平5・1・29、事件例㉑. 東光精機(株)ほか一〇名事件=公取委勧告審決平5・1・29⁽¹²⁾は、いずれも地方公共団体による水道メーターの発注にかかる談合事件である。まず㉑では、東京都が指名競争入札の方法により発注する水道メーターについて、(株)金門製作所など四社が共同して最低入札価格等を決定していた行為が、独占禁止法三条後段違反として所要の排除措置が命じられた。㉑では、大阪府内の普通地方公共団体が指名競争入札又は指名見積合せの方法により発注する水道メーターについて、(株)金門製作所など一社が受注予定者及び受注予定価格をあらかじめ決定していた行為が、独占禁止法三条後段違反として所要の排除措置が命じられた。㉑では福岡県内の市町村及び水道企業団が指名競争入札の方法により発注する水道メーターについて、東光精機(株)など一社があらかじめ受注予定者および受注予定価格を決定していた行為が、独占禁止法三条後段違反として所要の排除措置が命じられ

た。水道メーターの業界を対象とする審決は本件が初めてであるが、本件関係人のうち数社はこれまでにも独占禁止法違反に問われている。

事件例②. 国土基本測量協会事件＝公取委勧告審決平5・3・19, 事件例③. (株)パスコほか一九名事件＝公取委勧告審決平5・3・19, 事件例④. アジア航測(株)ほか一二名＝公取委勧告審決平5・3・19, 事件例⑤. アジア航測(株)ほか七名事件＝公取委勧告審決平5・3・19⁽¹³⁾ は、各地の官公庁などが発注する航空写真測量業務について受注予定者を決定する談合に関するものである。②では、国土地理院が発注する航空写真測量業務について国土基本測量協会があらかじめ受注予定者を決定していたことが、独占禁止法八条一項一号違反とされ所要の排除措置が命じられた。③, ④, ⑤では、各地域の官公庁などが発注する航空写真測量業務の受注者をあらかじめ決定した行為が、独占禁止法三条後段違反として所要の排除措置を命じられた。航測業界における談合は全国的に全国共通の調整原則にもとづく受注調整と、ブロック単位で行われる受注調整にわけられる。前者にはここにあげた②のほかに林野庁及び都道府県発注林野関連航測業務の指名業者に対する警告事件（平5・2・24）がある。後者のブロック単位の受注調整もここにあげた事件以外に二件の警告事件（平5・2・24）があり、談合が全国的に常態化・組織化されていたといえる。

(2) 平成5年度以降

この時期において公正取引委員会の法運用は談合事件を中心として行われるようになってきている。勧告事件のほとんどが談合事件となっており、その中には事件例⑥のように、告発に踏み切ったケースも含まれている。

事件例⑥. トッパン・ムーア(株)ほか三名事件＝公取委勧告審決平5・5・14⁽¹⁴⁾ は、社会保険庁が平成元年八月以降指名競争入札の方法により発注することにしていた支払通知書等貼付用シールに関する談合事件である。トッパン・ムーア(株)ら四社はかかる入札において、入札の都度あらかじめ話し合いにより受注すべき者を定めること、あらかじめ指名を受けた者の入札価格を定め他の入札参加者は受注すべき者が受注できるよう協力すること、落札者は受注した業務に係る業務を他の三社のいずれかに下請発注することとしその際の発注価格を調整する方法などにより各社間の利益をはかること、等を合

意しこれを実施していたが、公正取引委員会はかかる行為が独占禁止法三条後段に違反するとして所要の排除措置を命じた。本件に関しては、同年二月二十四日、公正取引委員会が独占禁止法七三条一項及び九六条の規定に基づき検事総長に告発している。

事件例⑩. (社)沖縄県ビルメンテナンス協会事件=公取委勧告審決平5・5・14⁽¹⁵⁾では、(社)沖縄県ビルメンテナンス協会が官公庁発注にかかる沖縄地区の環境衛生管理業務について会員に受注予定者を定めさせていた行為が、独占禁止法八条一項一号違反として所要の排除措置が命じられた。

事件例⑪. 末広屋電機(株)ほか四名事件=公取委勧告審決平5・7・21⁽¹⁶⁾では、赤平市が指名競争入札の方法で発注する電気工事について電気工事業者五社が受注予定者を決定するなどしていた行為が、独占禁止法三条後段違反として所要の排除措置が命じられた。

事件例⑫. 日之出水道機器(株)ほか六名(福岡地区)事件=公取委審判審決平5・9・10, 事件例⑬. 日之出水道機器(株)ほか四名(北九州地区)事件=公取委審判審決平5・9・10⁽¹⁷⁾では、日之出水道機器(株)などが福岡地区及び北九州地区において共同して公共下水道用鉄蓋の販売価格・販売数量比率・販売先等を決定した行為が、独占禁止法三条後段違反として所要の排除措置が命じられた。

事件例⑭. 浅川建設工業(株)ほか一二三名事件=公取委勧告審決平5・11・12, 事件例⑮. 浅川建設工業(株)ほか六八名事件=公取委勧告審決平5・11・12, 事件例⑯. 浅川建設工業(株)ほか一〇一名事件=公取委勧告審決平5・11・12, 事件例⑰. 浅川建設工業(株)ほか六五名事件=公取委勧告審決平5・11・12⁽¹⁸⁾。⑯では浅川建設工業(株)など一二四社が、共同して川崎市発注に係る特定土木工事の受注予定者を決定した行為が、⑰では浅川建設工業(株)など六九社が、共同して川崎市発注に係る特定下水管きょ工事の受注予定者を決定した行為が、⑯では浅川建設工業(株)など一〇二社が、共同して川崎市発注に係る特定舗装工事の受注予定者を決定した行為が、⑰では浅川建設工業(株)など六六社が、共同して川崎市発注に係る特定上水道工事の受注予定者を決定した行為が、それぞれ独占禁止法三条後段に違反するとして所要の排除措置が命じられた。

事件例⑲. (株)トーカイほか四名事件=公取委勧告審決平6・2・9, 事件例⑳. ワタキューセイモア(株)ほか六名事件=公取委勧告審決平6・2・9, 事件例㉑. ワタキューセイモア(株)ほか四名事件=公取委勧告審決平6・2・9⁽¹⁹⁾。㉑では(株)トーカイなど五

社が、共同して岡山県の区域における病院等向け寝具の賃貸について単価の引上げ及び新規開設病院等に対する取引予定者を決定した行為が、⑤ではワタキューセイモア(株)など七社が、共同して福岡県及び佐賀県の区域における病院等向け寝具及び病衣の賃貸について単価の引上げ及び新規開設病院等に対する取引予定者を決定した行為が、⑥ではワタキューセイモア(株)など五社が、共同して長崎県の区域における病院向け寝具及び病衣の賃貸について単価の引上げを決定した行為が、それぞれ独占禁止法三条後段に違反するとして所要の排除措置が命じられた。

事件例⑦、広島三菱ふそう自動車販売(株)ほか三名事件＝公取委勧告審決平6・2・16⁽²⁰⁾では、広島三菱ふそう自動車販売(株)など四社が、共同して広島県の区域における普通トラックの需要者向け販売価格、販売台数枠及び受注予定者を決定した行為が、独占禁止法三条後段に違反するとして所要の排除措置が命じられた。

事件例⑧、(株)五星ほか二四名事件＝公取委勧告審決平6・3・14、事件例⑨、青葉工業(株)ほか一一名事件＝公取委勧告審決平6・3・14⁽²¹⁾。前者では、(株)五星など二五社が共同して香川県土木部発注に係る特定測量等業務の受注予定者を決定した行為が、後者では、青葉工業(株)など一二社が共同して香川県等発注に係る特定地質調査業務の受注予定者を決定した行為が、独占禁止法三条後段に違反するとして所要の排除措置が命じられた。

事件例⑩、(株)協和エクシオ事件＝公取委審判審決平6・3・30⁽²²⁾では、(株)協和エクシオが、日電インテクらと共同して米国空軍契約センター発注に係る電気通信設備の運用保守の入札について受注予定者を決定した行為が、独占禁止法三条後段に違反するとして課徴金納付命令が行われた。

事件例⑪、旭化学工業(株)ほか三九名事件＝公取委勧告審決平6・3・31、事件例⑫、旭化学工業(株)ほか五一名事件＝公取委勧告審決平6・3・31、事件例⑬、大沢塗装(株)ほか三三名事件＝公取委勧告審決平6・3・31⁽²³⁾。⑪では旭化学工業(株)など四〇社が、共同して仙台市三部局発注に係る塗装工事の受注予定者を決定した行為が、⑫では旭化学工業(株)など五二社が、共同して宮城県内土木事務所発注に係る特定塗装工事の受注予定者を決定した行為が、⑬では大沢塗装(株)など三四社が、共同して宮城県大崎広域水道事務所発注に係る塗装工事の受注予定者を決定した行為が、それぞれ独占禁止法三条後段に違反するとして所要の排除措置が命じられた。

事件例④. (社)徳島県建設塗装協会事件=公取委勧告審決平6・4・28, 事件例⑤. (株)大串塗工ほか二二名事件=公取委勧告審決平6・4・28, 事件例⑥. (有)阿木塗装ほか二三名事件=公取委勧告審決平6・4・28⁽²⁴⁾。④では(社)徳島県建設塗装協会が、徳島県発注に係る塗装工事の受注予定者を決定した行為が、独占禁止法八条一項一号に違反するとして所要の排除措置が命じられ、⑤では(株)大串塗工など二三社が、共同して建設省四国地方建設局徳島工事事務所発注に係る特定塗装工事の受注予定者を決定した行為が、⑥では(有)阿木塗装など二四社が、共同して徳島市及び(財)徳島市住宅公園緑地管理公社発注に係る特定塗装工事の受注予定者を決定した行為が、それぞれ独占禁止法三条後段に違反するとして所要の排除措置が命じられた。

事件例⑦. (社)山梨県建設業協会甲府支部事件=公取委勧告審決平6・5・16, 事件例⑧. (社)山梨県建設業協会塩山支部事件=公取委勧告審決平6・5・16, 事件例⑨. (社)山梨県建設業協会石和支部事件=公取委勧告審決平6・5・16, 事件例⑩. (社)山梨県建設業協会市川支部事件=公取委勧告審決平6・5・16, 事件例⑪. (社)山梨県建設業協会身延支部事件=公取委勧告審決平6・5・16, 事件例⑫. (社)山梨県建設業協会韮崎支部事件=公取委勧告審決平6・5・16, 事件例⑬. (社)山梨県建設業協会都留支部事件=公取委勧告審決平6・5・16, 事件例⑭. (社)山梨県建設業協会大月支部事件=公取委勧告審決平6・5・16⁽²⁵⁾。⑦では(社)山梨県建設業協会甲府支部が、⑧では同協会塩山支部が、⑨では同協会石和支部が、⑩では同協会市川支部が、⑪では同協会身延支部が、⑫では同協会韮崎支部が、⑬では同協会都留支部が、⑭では同協会大月支部が、山梨県発注に係るそれぞれの当該地区における特定土木工事について支部員に予め受注予定者を決定させた行為が、独占禁止法八条一項一号に違反するとして所要の排除措置が命じられた。

事件例⑯. 北海道森田ポンプ(株)ほか三名事件=公取委勧告審決平6・7・29⁽²⁶⁾では、北海道森田ポンプ(株)など四社が、共同して北海道内の市町など発注に係る特定消防用車両の受注予定者を決定した行為が、独占禁止法三条後段に違反するとして所要の排除措置が命じられた。

事件例⑰. (株)秋田ディックライトほか六九名事件=公取委勧告審決平6・9・6⁽²⁷⁾では、(株)秋田ディックライトなど七〇社が、共同して建設省東北地方建設局事務所発注に係る特定塗装工事の受注予定者を決定した行為が、独占禁止法三条後段に違反するとして所要の排除措置が命じられた。

II 流通諸慣行の規制

日米構造協議以降わが国の流通諸慣行は、変革の波に洗われている⁽²⁸⁾。従来のいわゆる流通系列化にみられるような、メーカー主導型の価格政策が緩み始めている。メーカーの希望小売価格制よりオープン価格制への以降、消費者の低価格志向への傾斜や流通業者のいわゆる価格破壊への志向など、ここ数年の変化は大きい。このような変化の要因はさまざまであろうが、独占禁止法制の流通諸慣行への取り組みの影響も小さくはないだろう。公正取引委員会は、平成3年7月、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(いわゆる流通ガイドライン)を公表⁽²⁹⁾し、規制の強化をはかっている。流通ガイドラインの公表以降の事件例は以下のとくであるが、事件例⑦、⑧、⑨、⑩など当該業界の流通慣行のあり方を大きく変化させたと評価できる事件も見られる。

事件例⑦. 松下エレクトロニクス(株)事件=公取委勧告審決平5・3・8、事件例⑧.
(株)日立家電事件=公取委勧告審決平5・3・8、事件例⑨. ソニーネットワーク販売(株)
事件=公取委勧告審決平5・3・8、事件例⑩. 東芝東日本ライフケクトロニクス(株)
事件=公取委勧告審決平5・3・8⁽³⁰⁾では、関係人四社による取引先量販店の価格表示を制限していた行為が独占禁止法一九条（一般指定一三項）違反として所要の措置が命じられた。四社はそれぞれ親会社である家電メーカーの販社であるが、ネットの取引価格を取り決めるための基準となる価格を表示すべき価格として用いて、かかる「参考価格」を下回る表示を行わないよう制限してきた。なお、⑦では松下エレクトロニクス(株)の要請に対し量販店側が応じ「合意」が成立したものとされており、審決はかかる合意をもって価格拘束に該当しているとしている点が注目される。いわゆる「流通ガイドライン」を応用した最初のケースと位置づけられよう。

事件例⑪. 理想科学工業(株)事件=公取委勧告審決平5・6・10⁽³¹⁾では、理想科学工業(株)が取引先販売業者に対し孔版印刷機「リソグラフ」の消耗品の販売価格及び販売先を制限した行為等が、独占禁止法一九条（一般指定一二項、一三項）違反として所要の措置が命じられた。

事件例⑫. 佐藤製薬(株)事件=公取委勧告審決平5・6・29⁽³²⁾では、佐藤製薬(株)が取

引先小売業者に対しミニドリンク剤「ウンケル」三品目についての販売価格を制限した行為が、独占禁止法一九条（一般指定一二項）違反として所要の排除措置が命じられた。なお、同社は消費生活共同組合に対しても再販売価格維持を行っている疑いが認められたので別に警告が行われている。

事件例⑬. (株)ライヘルメット事件＝公取委勧告審決平5・9・10、事件例⑭. 昭栄化工(株)事件＝公取委勧告審決平5・9・10⁽³³⁾では、それぞれ乗車用ヘルメットの有力メーカーである両社が代理店をして小売業者の値引限度価格を制限せしめた行為が、独占禁止法一九条（一般指定一二項）違反として所要の排除措置を命じられた。本件は、「流通ガイドライン」にいう「メーカーと流通業者との間の合意によって、メーカーの示した価格で販売させている場合」にあたる。

事件例⑮. ラジオメータートレーディング(株)事件＝公取委勧告審決平5・9・28⁽³⁴⁾では、ラジオメータートレーディング(株)が取引先販売業者に対し並行輸入試薬について他の輸入販売業者との取引を妨害した行為が、独占禁止法一九条（一般指定一五項）違反として所要の排除措置が命じられた。

III 判例に見る法の実効性の確保

日米構造協議は「独占禁止法違反行為による損害が適正かつ迅速に填補されることによって独占禁止法違反行為の抑止を図るため、公正取引委員会は独占禁止法二五条に基づく損害賠償請求訴訟において、積極的な役割を担う」⁽³⁵⁾ ものとした。公正取引委員会は以後、独占禁止法の実効性確保における私訴の役割を重視し様々な施策を探ってきているが、以下民事事件例を中心として判例を検討することにより、その効果を考察してみよう。

(1) 民事事件

事件例⑯、⑰、⑱、⑲、⑳は、いずれも従来強固な流通系列化が行われていた化粧品業界における流通業者とメーカーとの争いのケースである。いわゆる対面販売の強制や、仲間取引の禁止等のメーカーによる諸慣行に関しては、前述の「流通ガイドライン」は一定程度厳しい態度を示していた。その影響がこのような事件に表れていると評価する

こともできる。かつての灯油裁判や松下ヤミ再販事件、ここでの事件例⑬、⑭、⑮、⑯のような、消費者が独占禁止法の実効性確保の担い手となる比重は相対的に低くなっていると言える。

事件例⑯、オッペン化粧品(株)出荷停止事件=大阪地判平4・7・24⁽³⁶⁾、事件例⑰、同=大阪高判平5・9・14は、出荷停止をされた化粧品特約店がメーカーを相手取って提起した損害賠償請求訴訟の第一審判決及び控訴審判決である。原告はオッペン化粧品(株)(以下、オッペンという)との間に化粧品特約店契約を締結し継続して取引を行っていたが、原告がこの契約に違反して商品の直接訪問販売を行わずにディスカウントショップに卸販売を行ったとしてオッペンが商品出荷を停止したことに対する損害賠償が求められた。第一審は次の理由によりこの請求を認めなかった。すなわち、オッペンの市場シェアは二パーセントにすぎず、原告が仕入れ先を他に求めることは容易であるから「本件訪問販売特約自体は特約店の競争機能を制限して競争秩序を害するとまで言うことはでき」ないというものであった。大阪高裁はこの一審判決を支持し(⑰)控訴を棄却し本件は確定した。いわゆる単独の取引拒絶は基本的には独占禁止法上問題とならないとして本件判決を支持する見解もあるが、「仲間取引」の自由などの制限が果たして重大な競争機能の制限とならないか、などの疑問が残る。

事件例⑰、資生堂東京販売(株)出荷停止事件=東京地判平5・9・27⁽³⁷⁾は、⑯等と同様に化粧品メーカーによる特約店に対する出荷停止をめぐる訴訟である。原告は資生堂の化粧品特約店であるが、本件特約店契約中の対面販売及び顧客台帳の作成を行わなかつたことを理由に出荷停止をされるなどしたため、資生堂の販社である資生堂東京販売(株)に対して地位確認等を請求していたものである。東京地裁は次のように判示して請求の一部を認容する判決を下した。「本件特約店契約中の対面販売及び顧客台帳作成に関する約定は、被告が原告に対し、合理的理由なしにその販売方法を制限し、価格維持を図るものとして、独占禁止法の法意にもとる可能性も大いに存する」。本件は、資生堂の流通組織は流通系列化の成功例として評価されていたが、最近その指示に従わない小売店が多く現われ話題となっているなかでの小売店勝訴判決として注目された。資生堂東京販売(株)は、同年十月八日東京高裁に控訴した(東京高裁5(ネ)4019)。

事件例⑲、資生堂東京販売(株)事件=東京高判平6・9・14⁽³⁸⁾。⑰の被告である資生

堂東京販売(株)が原審判決を不服として控訴したのが本件である。

東京高裁は、対面販売は価格安定の効果を持つが、それだけでは独占禁止法違反などの問題は生じず、問題となるためにはその販売方法を手段として小売業者の販売価格を制限しているなどの事情が認められなければならない、として、原判決を取り消し被控訴人の請求を棄却した。「価格安定の効果を持つ」対面販売の強制が「小売業者の販売価格を制限している」ことにならないという論理構成の奇妙さはもとより、販社のかかる行為を流通系列化政策全般のなかに位置づけその効果を論ずるという実態認識にもとづく判断の欠如が本判決の最大の問題点といえよう。本件は上告されている（平成六年九月一九日）。

事件例⑦. 花王化粧品販売(株)事件＝東京地判平6・7・18⁽³⁹⁾。原告は、化粧品小売店で、店頭販売のほかいわゆる職域販売を行い花王製品を一割から一割五分引きで販売していた。被告花王化粧品販売(株)は、原告が他の安売り業者に対する卸売販売（いわゆる仲間取引）を行っていたこと、カウンセリング販売（いわゆる対面販売）を行わずに販売していたことを理由として、特約店契約を解約し出荷を停止した。そこで、原告が1)特約店契約上の地位の確認請求、2)化粧品の引渡請求を行ったのが本件である。判決は、1)を棄却、2)を認容するものであったが、注目すべき多くの論点を提示している。

第一に、化粧品販売特約店契約の解約の自由の存否について、本判決においては、契約においてなんらの理由なく契約を解約することが認められていたとすれば、かかる条項は契約自由の原則から有効であり一方的解約も許されるとしている点が問題となろう。前述の資生堂東京販売事件第一審判決においてかかる契約条項の存在にかかわらず一方的解約が許されないという判断が示されていることに注目されなければなるまい。

第二に、本件判決が以上の一般論に立ちつつも、解約が再販売価格維持目的の解約であり、独占禁止法に違反する無効なものと判示している点が重要である。すなわち、「被告は再販売価格を維持する目的で本件解約に及んだものといわざるを得ず、独占禁止法上到底許されないものであって、その違法性は重大である」と明解に論じているのである。周知のとおり、独占禁止法違反行為の私法上の有効性に関しては種々の議論がなされているが、独占禁止法違反の重大性に鑑みて本件解約を「権利の濫用にして無効なもの」と断じた点で先例的価値があるといえよう。

第三に、仲間取引の禁止や対面販売の強制などの商慣行について本件判決がどのように

な判断を示しているかが問題となる。まず、仲間取引の禁止に関しては、原告がかかる取引を行っていた証拠がないとして判断を示していない。しかしながら、仲間取引を禁止するという行為が商慣行のあり方から問題であることは明確であり、たとえ原告がかかる行為を行っていたとしても解約を正当化するものではなかったことは留意されるべきであろう。次に、対面販売の強制に関しては、「花王化粧品の適切な販売のための合理的な理由といえるか疑問であり」「値下販売を断念させようとする意図が全くないわけでもないと推知され」「たとえ（当該化粧品の）シェアが約六・五%であり、業界六位であるとしても、個々の商品の販売ごとに顧客に対するカウンセリングを要求する条項は、『不公正な取引方法』にも該当しかねない」としている。この点、前述の資生堂東京販売(株)事件控訴審判決と対照的である。

被告は平成六年七月二九日控訴し東京高裁に係属中である。

事件例⑦、東建設(株)による除名決議無効確認等請求控訴事件=福岡高裁宮崎支部判平5・10・27⁽⁴⁰⁾。生コンクリート等共同購入を目的として設立された事業協同組合の組合員が同組合を通じないで生コンクリートを購入したとして除名されたのに対し、除名決議無効の確認を求めたものである。原審は、組合員に対する専用利用義務を無制限に肯定することはできないとして除名決議の無効を判示し、被告が控訴していた。

福岡高裁宮崎支部は、1)独占禁止法二四条本文は協同組合の相互扶助という目的との係わりにおいて一定の拘束を認めることを是認したものであるから、本件における協同購買事業の利用強制はなんら不当性を持つものではなく、またかかる合意は私法上有効である。2)たとえ二四条但し書きが適用になる場合でも、かかる合意が私法上ただちに無効であるとはいえない、と判示した。独占禁止法二四条が無条件に協同組合の行為を適用除外としているわけではないこと、および独占禁止法違反行為の私法上の有効性に関する諸議論に鑑みて本判決における判断は疑問なしとしない。本件は上告されている(平成五年一一月八日)。

事件例⑧、アメリカ合衆国による動産仮差押異議申立等事件=横浜地裁川崎支部判平6・3・17⁽⁴¹⁾。アメリカ合衆国が、横須賀基地を中心とする在日米軍基地等における建設工事等の競争入札において参加事業者らの談合行為により損害を被ったとして、談合行為の存在した契約のうち公正取引委員会が課徴金納付命令の対象とした建設工事等について、その損害賠償請求権を被保全権利として、仮差押決定を得ていたのに対し、

債務者が異議を申立てていたものである。横浜地裁川崎支部は、債務者の行為が独占禁止法に違反する談合行為に当たり民法上の共同不法行為に該当し、債務者は談合行為と相当因果関係にある損害を賠償すべき義務があるものとした。しかしながら、損害額を認めるに足る疎明がないことを理由として、本件仮差押決定を取消し債権者の仮差押請求を却下した。本件は控訴されている（平成六年三月三〇日）。

本件は、公正取引委員会が裁判所の文書送付嘱託をうけて、「独占禁止法違反行為に係る損害賠償請求訴訟に関する資料の提供等について」（平成三年五月一五日公表）に基づき関係資料を裁判所に提供した初めての訴訟である。

事件例⑬. 豊田商事損害賠償事件＝東京地判平4・9・29⁽⁴²⁾は、豊田商事の役員、従業員に対する損害賠償請求訴訟において各地で下されている認容判決に一例を加えるものである。セールスの欺罔性・組織性が強調され、営業部門以外の部門の従業員についても不法行為責任を認めた点が特徴であるが、同じ東京地裁の同年四月二二日の判決で問題となったセールスの不法行為該当性、豊田商事の事業者性、公正取引委員会の作為義務などにはふれられなかった。

事件例⑭. ベルギーダイヤモンド(株)損害賠償請求事件＝大阪地判平4・3・27⁽⁴³⁾、事件例⑮. 同＝東京高判平5・3・29⁽⁴⁴⁾、事件例⑯. 同＝大阪高判平5・6・29は、いずれもベルギーダイヤモンド(株)のマルチまがい商法の被害者による損害賠償請求訴訟の第一審判決及び控訴審判決である。同様の事案には、ベルギーダイヤモンド(株)の不法行為の成立を認めたもの（大阪地判平3・3・11）、不法行為の成立を否定したもの（東京地判平元・8・29）があったが、⑭は不法行為の成立を認める従来の判決よりさらに広範に賠償を認めるものとなっている。⑯は東京地判平元・8・29の控訴審判決、⑯は大阪地判平3・3・11の控訴審判決であるが、特に前者においては、不法行為の成立を認めなかった原審判決を変更し、ベルギーダイヤモンド(株)の行った商法が独占禁止法二条九項（一般指定八項）に該当し訪問販売法一二条に違反する「詐欺的商法」であって不法行為が成立するとした点が注目される。これらの判決によって、本件のようなマルチまがい商法が独占禁止法及び訪問販売法に違反し損害賠償の対象になるということはほぼ確定的なものとなったといえる。

(2) 国家賠償事件

事業者によって独占禁止法に関する国家賠償請求が行われるようになってきているのも最近の特徴である。事件例⑥のように国の政策そのものに対しドラスティックな変革を迫った注目すべき事件も見られる。

事件例⑦、豊田商法国家賠償請求訴訟判決＝東京地判平4・4・22⁽⁴⁵⁾では、詐欺的商法として知られた豊田商法の被害者から元従業員に対して求めた損害賠償請求が認容されたが、さらに被害者から公正取引委員会の規制権限不行使の違法を理由に国に対して求めた損害賠償請求が棄却された事例としても注目されるものである。

原告らは、豊田商法が独占禁止法一九条（一般指定八項、九項、一四項）及び景品表示法四条二項に違反するものであるにもかかわらず、公正取引委員会が排除措置命令その他の措置を取らなかった不作為の違法を理由に国家賠償法一条一項に基づく損害賠償を請求していたが、本判決は次のように述べて請求を棄却した。

まず判決は、権限行使が公務員の裁量にゆだねられている場合の行政庁の職員の作為義務の判断要素として、危険の切迫・予見可能性・補充性・期待可能性・結果回避可能性などの諸要素を総合的に検討すべきものとした上で、以下のように判示している。「独禁法及び景表法は、公益に包摂される形であるにせよ消費者の保護を目的に掲げるものであり、右各法の趣旨・目的に照らし、公正取引委員会の職員である公務員が個々の消費者に対して権限を行使すべき作為義務を負う場合もないとは言えない」が、本件において前記諸要素を総合的に判断すると、「本件において不行使が問題となっている公正取引委員会の権限は……その広範な裁量に委ねられている調査、審判、緊急停止命令の申立て、排除命令などに限られているのであるから、およそ公正取引委員会が右権限行使しなければ原告らの損害の発生を防止しえなかつたといえるような性格のものではないし、また、これを行使したとしても豊田商事が直ちに豊田商法を中止し、原告らの右損害の発生を防止したという状況にあったともにわかに断定し難いところと言わなければならぬ」

なお、豊田商事が競争秩序の担い手たりうる「事業者性」を有していないとする公正取引委員会の主張、及び独占禁止法と個々の消費者との関係にはいわゆる反射的利益論

が適用さるべきとする国の主張はいずれも退けられた。

本件判決については、原告・被告とも控訴せず平成四年五月七日に本判決は確定している。

事件例⑩. (株)明石書店ほか三四名による消費税出版物再販訴訟判決=東京地判平4・3・24⁽⁴⁶⁾では、消費税の導入に際して公正取引委員会の行った「消費税導入に伴う再販売価格維持制度の運用について」と題する公表文の公表は抗告訴訟の対象となる行政処分にあたらず、また、小売段階の再販売価格は消費税込みの価格であるという見解を公正取引委員会が表明したことが違法でないものと判示された。

原告はいずれも中小の出版業者であるが、消費税の税率は出版社の意向とは無関係に決定・変更されるものであるから、出版社の側で再販売価格を決定・維持するためには本体価格のみを再販売価格とすることも許されるべきであるとして、公正取引委員会の見解の違法性を主張、更にかかる違法な見解の公表によってカバーの刷り直し等の出費を強いられたとして、公正取引委員会の公表文の無効確認と国家賠償を求めていた。

本判決は、まず公表文の取消等を求める訴えについて、公表文の公表は独占禁止法の規定の解釈等に関する公正取引委員会の考え方を説明したにとどまり、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当しないとして却下した。

次に、国家賠償について以下のように述べて原告請求を棄却している。「法律的にいえば、書店が書籍を消費者に販売する場合も、書店が書籍の価格に併せて消費者から消費税を徴収してこれを国に納入するというものではなく、書店が消費者に販売した書籍の価格の中には実質的経済的にみると消費税相当分が含まれていることとなることから、その売上代金の中から消費税に相当する部分を書店自らが納税義務者となって国に納付することになるものである。そうすると、独占禁止法二四条の二第一項にいう再販売価格は、論理的にいって、消費税相当分を含んだ価格として消費者が書店に支払う価格でしかあり得ないこととなる。したがって、この点に関する原告らの主張は、法的にみて根拠に乏しいものと言わざるを得ず、この小売段階の再販売価格は消費者が支払う消費税込みの価格であるとする本件公表文中の被告公取の法解釈が法律的に見て正しいものというべきことになる」

原告は控訴し、東京高裁に係属中である。

事件例⑪. お年玉付年賀葉書等の不当廉売事件（アース名刺(株)ほか事件）=大阪地判

平4・8・31⁽⁴⁷⁾は、国（郵政省）の発行するお年玉付き年賀葉書が独占禁止法の禁止する不当廉売にあたるとする私製葉書製造業者からの損害賠償請求が棄却されたものである。重要な争点は、国の事業者性が認められるか、認められるとしてくじ付き年賀葉書などを郵便料金のみで販売していることが不当廉売にあたるか否かということであった。まず、国の事業者性については、「特定の事業分野について法制度的に独占が定められている場合には……独占禁止政策を排除したものと解されるから、独占禁止法の適用はない」と解されるが、「法制度により独占が定められている事業であっても、その事業の経済活動のすべてについて独占禁止法の適用がない訳ではなく、その独占事業に固有の行為以外の行為については独占禁止法が適用されるものと解する」という原則を述べている。そして、「官製葉書を発行、販売することは被告（国）の独占事業に固有の行為であり、その限りでは独占禁止法の適用はないが、官製葉書にくじ引き番号を付け、また、図画等を記載する行為は独占事業に固有の行為ではなく、そうした独占事業に固有の行為ではない行為を附加して、官製葉書の価値を高めて発行、販売することは、私製葉書の市場との競争をもたらすものであるから、本件葉書等の発行、販売が国の独占事業であるとして、本件年賀葉書などの発行、販売について独占禁止法の適用がないということはできない。」と判示している。不当廉売にあたるか否かについては、郵便法に従って発行され、一般消費者の利益にも合致し、「その発行、販売及び集配の全経費からすると、原価を割った不採算商品とは到底認め難い」として不当廉売にあたらぬとしている。また、私の独占や取引上の地位の不当利用にもあたらぬとされた。

事件例⑩、三菱タクシーグループ運賃値上げ申請却下国賠事件＝大阪地判平5・3・2⁽⁴⁸⁾は、消費税の転嫁のために行ったタクシー運賃値上げ申請を却下した運輸局長の処分が違法であるとして国家賠償請求が認められた事例であるが、いわゆる「同一地域同一運賃の原則」の是非が問われたものである。本判決は、「タクシー業界も自由競争原理の働く場であって、その運賃もすべてのタクシーが必ず同じ基準で統一されなければならないことはない」として「同一地域同一運賃の原則」を否定し注目された。

（3） 刑事事件

公正取引委員会の専属告発制度によって、従来極めて消極的であった刑事責任の追求は、ここにおいてようやく積極化の兆しが見られるに至った。事件例は2件であるが、

いわば業界において当然のこととされていた慣行に刑事罰が適用になるという衝撃は大きいものであったと言える。

事件例⑪. 業務用ストレッチフィルム価格カルテル事件＝大阪地判平5・5・21⁽⁴⁹⁾は、公正取引委員会による独占禁止法三条違反の刑事告発が一七年ぶりに行われて注目された事件であった。

公正取引委員会は、平成三年一一月一六日、業務用ストレッチフィルムのメーカー八社及び各社の営業担当者八名を二回の価格カルテルを行った疑いで検事総長に告発した（さらに、一二月一九日、七社の上司を追告発）。本件の違反事実は不当な取引制限に関する事件としては比較的単純であり、証拠の点でもほとんど問題はなく、弁護側としては課徴金との関連での二重処罰禁止規定違反の主張、従来の法運用から見て本件告発が差別的・恣意的であるとする公訴棄却の主張、本件カルテルは企業の維持のため必要やむをえないものであるから公共の利益に反しないとする違法性阻却の主張などが中心となつた。東京高裁第三特別部は、これらの主張を退けて、被告会社に八〇〇万円から六〇〇万円の罰金、被告人を懲役一年から六月（いずれも執行猶予二年）に処した。本件は上告されずに確定している。

事件例⑫. トップン・ムーア(株)ほか三名事件＝東京高判平5・12・14⁽⁵⁰⁾は、社会保険庁による支払通知書等貼付用シールの受注をめぐる印刷会社四社の談合が独占禁止法三条後段に違反するものとして、同法八九条一項一号、九五条一項により、各社にそれぞれ罰金四〇〇万円の有罪判決が言い渡された。本件は、公正取引委員会が積極的に刑事告発をする方針を打ち出してからラップカルテル事件について二番目の刑事告発事件であり、談合行為の刑事責任が問われた初のケースとして注目されたものである。論点は種々あるが、特に注目されるのは「競争の実質的制限」の主体たる事業者が競争関係にあるものに限られるかどうかという点に関するあらたな判断であろう。すなわち、本件判決では、かかる「事業者」は同質的競争関係にあることを必要とせず、それぞれの事業者が何らかの形で本来自由であるべき事業活動が制約されれば「相互にその事業活動を拘束」する共同行為をしたものとしているのである。かかる見解はいわゆる「流通ガイドライン」にすでに示されているが、新聞販路協定事件判決（東京高判昭和二八年三月九日）以来の学説の対立に一石を投じる注目すべき判断といえよう。本判決は確定

している（平成五年一二月二九日）。

IV むすびにかえて

表1は課徴金制度導入以降の法運用の実態を示したものである。一時消極化していた法運用が、日米構造協議以降積極化してきていることが読み取れよう。

表2はこの時期における審査事件の処理状況、表3は最近の勧告件数の推移である。いずれも法運用の積極化を示す数字であるが、問題は規制が入札談合に傾斜することにより流通慣行の規制などの不公正取引事件が少数になってきており、公正取引委員会の事件処理能力の問題であろうと思われるが、このように十分に規制が及ばな

表1 課徴金制度の運用状況

年 度	事件数	絶対命令数(注) (対象事業者数)	課徴金額
昭和52年度	0	0	0
53	1	4	507万円
54	5	134	15億7,174万円
55	12	203	13億3,111万円
56	6	148	37億3,020万円
57	8	166	4億8,354万円
58	10	93	14億9,257万円
59	2	5	3億5,310万円
60	4	38	4億 747万円
61	4	32	2億7,554万円
62	6	54	1億4,758万円
63	3	84	4億1,899万円
平成元年度	6	54	8億 349万円
2	11	175	125億6,214万円
3	10	101	19億7,169万円
4	17	135	26億8,157万円
5	21	406	35億5,321万円
6(4~8)	9	327	18億5,918万円
合 計	135	2,159	336億4,819万円

(注) 審決により課徴金の納付を命じた場合を含み、審判の開始により命令が失効した場合を含まない。

公正取引委員会事務局「公正取引委員会の最近の活動状況 平成6年10月」による。

表2 最近における審査事件処理状況

処理内容／年度		元	2	3	4	5
審査件数	前年度からの繰越し	85	101	74	91	54
	年度内新規着手	185	153	167	136	168
	計	270	254	241	227	222
処理件数	勧告審決 (勧告)	10 (7)	17 (22)	27 (30)	37 (34)	27 (31)
	審判開始予定 ⁽¹⁾	(1)	2	2	0	2(1)
	警 告	115	60	24	21	25
	注 意	28	85	88	73	79
	打切り ⁽²⁾	16	16	9	42	14
総 計		169	180	150	173	147
次年度への繰越し		101	74	91	54	75
課徴金納付命令	事 件 数	6	11	10	17	21
	事業者数 ⁽³⁾	54	175	101	135	406
	審判開始予定 ⁽⁴⁾	0	0	1	0	2
告 発		0	0	1	1	0

(1) () 内の数字は勧告を行った事件の複数の関係人のうち、1社が勧告不応諾のため同社に対し、審判開始決定を行ったもので外数である（他の関係人に対しては勧告審決が行われている）。

(2) 違反事実が認められなかつたため、審査を打ち切るものである。

(3) 課徴金の納付を命じた事業社数である。

(4) 課徴金納付命令に関わる審判開始決定を行つた事件数である。

公正取引委員会事務局「公正取引委員会の最近の活動状況 平成6年10月」による。

い分野において民事事件などによっていかに法運用の実効性がはかられるかが課題であると思われる。最後に、最近マスコミを賑わせた事件例を挙げておきたい。

事件例⑩. 青山商事(株)に対する件=公取委排除命令平5・11・19, 事件例⑪. 青山商事(株)事件=公取委同意審決平6・4・20, 事件例⑫. (株)アオキインターナショナルに対する件=公取委排除命令平5・11・19, 事件例⑬. (株)コナカに対する件=公取委排除命令平5・11・19, 事件例⑭. 大三紳士服(株)に対する件=公取委排除命令平5・11・19⁽⁵¹⁾。

表3 最近の勧告件数の推移（行為類型別）

内 容／年 度	元	2	3	4	5	6(4~6)
カルテル	4	13	18	30	24	11
価格カルテル	3	9	15	9	9	1
入札談合	1	4	3	21	14	10
その他 カルテル ⁽¹⁾	0	0	0	0	1	0
不公正取引	3	7	8	4	5	0
その 他 ⁽²⁾	0	2	4	0	2	1
合 計	7	22	30	34	31	12

(1) 「その他カルテル」とは、販売数量制限、取引先制限等のカルテルである。

(2) 「その他」とは、事業社団体による構成員の機能活動の制限等のほか、金融会社の株式保有制限の脱法行為である(平成3年度)。

公正取引委員会事務局「公正取引委員会の最近の活動状況 平成6年10月」による。

◎では、青山商事㈱が新聞折込みビラ、値札において行った背広服の価格表示が景品表示法四条二号に違反したとして、排除命令が行われた。◎では、青山商事㈱が行った価格表示の内容が景品表示法四条二号に違反する不当表示であると認定され、所要の排除措置が命じられた。審決では同社の背広服販売に際する根拠のない「自店通常販売価格」を比較対象価格とした表示が、消費者に誤認される不当表示であると認定された。◎、◎では、(株)アオキインターナショナル、(株)コナカがそれぞれ新聞折込みビラにおいて行った価格表示が景品表示法四条二号に違反したとして、排除命令が行われた。同社の価格表示は、背広服について比較対象価格として実際の販売価格に比べ著しく高い価格を、前者においては「メーカー希望小売価格」、後者においては「当店通常価格」として用いた二重価格表示をしているが、この「メーカー希望小売価格」は同社が自ら設定した価格であって、実際の販売価格が著しく引きされているかのように見せかけるものであった。◎では、大三紳士服㈱が新聞折込みビラにおいて行った価格表示等が景品表示法四条二号に違反したとして排除命令が行われた。

これはいわゆる価格破壊の旗手としてもてはやされた事業者による不当表示事件である。流通の改革において、改革者の側にも公正かつ自由な競争の維持が求められるということを示す事件である。

注

- (1) 日米構造協議最終報告書は独占禁止法制の強化について次のように述べている。「独占禁止法及びその運用の強化については、課徴金の引上げについての独占禁止法改正法案を時期通常国会に提出の予定。その具体的な内容の検討のため、内閣官房長官の下に有識者からなる懇談会を開催。刑事罰の活用については、法務省と公取委の間に連絡協議会を設置。公取委は、積極的に刑事処罰を求めて告発を行う方針を公表。損害賠償制度（私訴）については、公取委は、現行の損害賠償請求制度が効果的に活用されるよう所要の措置。また、法務省及び公取委は提訴費用の問題について改善の余地があるか否か検討。談合に対する効果的抑止については、指名停止期間の延長及び対象地域を拡大。刑法の談合罪の罰金額上限の引上げを予定。その他、公式決定の一層の活用、一層の透明性の確保、予算の拡充等につき所要の措置」日米構造問題協議最終報告（通商産業省調査会編）四頁。
- (2) 「公共的な入札に係る事業者及び事業社団体の活動に関する独占禁止法上の指針」の公表について公正取引委員会は平成6年7月5日指針の主旨について以下のように説明している。

「公正取引委員会は、入札談合の防止を図るとともに、事業者及び事業者団体の適正な活動に役立てるため、この度「公共的な入札に係る事業者及び事業社団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を策定した。

1 趣旨

(1) 入札参加者があらかじめ受注予定者や最低入札価格等を決定することによって入札により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限するいわゆる入札談合は、入札制度の実質を失わしめるものであるとともに、競争制限行為を禁止する独占禁止法の規定に違反する行為である。

公正取引委員会としては、從来から、入札談合に対して厳正に対処してきた。昭和54年度から平成5年度までの入札談合事件の審決は55件あり、同期間中の独占禁止法第3条及び第8条違反事件の全審決175件の約3割を占めている。特に最近について見ると、平成4年度及び平成5年度の入札談合事件の審決は合わせて32件で、同じく全審決58件の過半数を占める状況となっている。

(2) 近年このように入札談合事件が数多く生じている状況にかんがみると、関係業界等において、独占禁止法についての正しい理解がなお不十分なところがあるよう思われる。このため、公正取引委員会としては、引き続き入札談合に厳正に対処していくことはもとよりとして、関係の事業者及び事業者団体に対して、入札に関連した活動と独占禁止法との関係について明確に示し、その理解を促進することにより、入札談合の未然防止の徹底を図ることが、きわめて重要であると考えている。

本指針は、かかる認識に立って、これまでの公正取引委員会の法運用の経験に基づき、事業者及び事業者団体の入札に関連したどの様な活動が独占禁止法上問題となるかについて、その考え方を具体的に示したものである。

2 経緯

公正取引委員会は、昨年10月21日に本指針の策定の方針を公表した後、内容の検討を進め、本年3月4日に指針の原案を作成・公表し、広く内外の関係各方面に、同原案に対する意見を求めた。

原案に対しては、国内関係機関、外国政府等から多数の意見が寄せられた。公正取引委員会は、これらの意見をつぶさに検討し、十分参酌した上、更に明確で分かり易いものにするとの観点から、原案の一部を修正し、本指針を策定したものである。

3 構成

本指針は、次のような構成を採っている。

(1) 「はじめに」では、本指針の趣旨及び構成等について説明している。

(2) 「第1 入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法の規定の概要」では、入札に係る事業者及び事業者団体の活動との関係において、どのような行為が独占禁止法で禁止されているか、また、違反行為に対してもどのような措置等が採られることになるかという、独占禁止法の規定の概要を示している。

(3) 「第2 入札に係る事業者及び事業者団体の実際の活動と独占禁止法」においては、事業者及び事業者団体の入札に関連した実際の活動に即して、独占禁止法の定めるところの関係について、基本的な考え方を述べ、併せて主要な活動類型ごとに、「原則として違反となるもの」、「違反となるおそれのあるもの」及び「原則として違反とならないもの」を、参考例として示しており、これらが本指針の主要な内容をなしている。

4 本指針の趣旨の徹底等

(1) 公正取引委員会としては、入札に関連した活動を行う事業者及び事業者団体において、本指針の内容をもとに独占禁止法に対する理解が深められ、入札談合に結びつくような活動がおのずから抑止され、また入札談合を醸成するような慣行があればこれが廃絶されることを、強く期待するものである。

(2) 一方、入札談合を防止する上では、発注者側における対応も極めて重要である。公正取引委員会としては、発注者においても、本指針の内容を踏まえて、入札談合の未然防止のために、入札制度の十分な改善が進められ、厳正な運用が徹底されることを、強く期待するものである。

(3) 本指針に係る問い合わせがある場合や個別具体的な活動が本指針に照らして独占禁止法上問題となるかどうか不明な点がある場合等には、公正取引委員会事務局において問い合わせ・相談に応じることとしている。

(4) 本指針の策定に伴い、「公共工事に係る建設業における事業者団体の諸活動に関する独占禁止法上の指針」(昭和59年2月21日公表)は、廃止する。」

同指針の参考例は、入札における活動類型に応じてそれぞれ原則として違反となるものの、違反となるおそれのあるもの、原則として違反とならないものに分類している。以

下、その内容を簡単に整理してみる。

1. 受注者の選定に関する行為

原則として違反となるもの；受注予定者等の決定

違反となるおそれがあるもの；指名や入札参加予定に関する報告、共同企業体の組合わせに関する情報交換、特別会費賦課金等の徴収

原則として違反とならないもの；発注者に対する入札参加意欲などの説明、自己の判断による入札辞退

2. 入札価格に関する行為

原則として違反となるもの；最低入札価格等の決定

違反となるおそれがあるもの；入札の対象となる商品または役務の価格水準に関する情報交換等

原則として違反とならないもの；積算基準についての調査、標準的な積算方法の作成

3. 受注数量等に関する行為

原則として違反となるもの；受注数量割合等の決定

原則として違反とならないもの；官公需受注実績などの概括的な公表

4. 情報の収集・提供、経営指導等

違反となるおそれのあるもの；指名や入札参加予定に関する報告、共同企業体の組合わせに関する情報交換、入札の対象となる商品または役務の価格水準に関する情報交換等

原則として違反とならないもの；入札に関する一般的な情報の収集・提供（以下略）

(3) 小笠原義広「苫小牧市所在の印刷業者による受注予定者及び受注予定価格の決定事件」
公正取引第四九六号七〇頁以下。

(4) 庄司芳次「防疫殺虫剤販売業者及びワクチン類等販売業者による受注予定者等の決定事件」公正取引第四九八号七二頁以下。

(5) 公正取引第四九八号八〇頁。

(6) 棚澤孝夫「大日本印刷株式会社ら印刷業者による受注予定者及び受注価格の決定事件」
公正取引第五〇〇号七〇頁以下。

(7) 岡村靖朗、田辺陽一「鹿島建設㈱ほか六五社による独占禁止法違反事件について」
公正取引第五〇三号六一頁以下。

(8) 中村浩通「香川県造園協会高松支部の独占禁止法違反事件について」公正取引第五〇三号六六頁以下。

(9) 公正取引第五〇一号八〇頁、第五〇二号八九頁。

(10) 細本幸弘、野田聰「建設コンサルタント及び測量業者による受注予定者の決定事件」
公正取引第五〇四号五一頁以下。

(11) 加上涉、小林勝美「道路標識、道路表示等の工事の施工業者による受注予定者の決定事件」
公正取引第五一〇号五五頁以下。

(12) 宮本義明、猪又健夫、荒井登志夫「水道メーター製造業者及び同販売業者の独占禁止法違反事件について」公正取引第五一二号四九頁以下。

- (13) 松山隆英「航空写真測量業者による独占禁止法違反事件について」公正取引第一一四号六五頁以下。
- (14) 公正取引第五〇九号五五頁、五一〇号六九頁。
- (15) 金城雅秋、前津盛和「沖縄県ビルメンテナンス協会の独占禁止法違反事件について」公正取引第一一五号六三頁以下。
- (16) 公正取引第一一四号八一頁、第一一五号七四頁。
- (17) 公正取引第一一六号七八頁。
- (18) 西宮三雄、横島馨「川崎市所在の土木関係工事業者に対する独占禁止法違反事件について」公正取引第五二〇号六五頁以下。
- (19) 荒井登志夫「病院寝具業者による独占禁止法違反事件について」公正取引第五二九号四五頁以下。
- (20) 高橋克美「広島県所在のトラック販売業者に対する独占禁止法違反事件」公正取引第五二三号五六頁以下。
- (21) 今野正義、田中浩「測量設計業者及び地質調査業者による独占禁止法違反事件について」公正取引第五二五号六三頁以下。
- (22) 公正取引第五二三号六六頁。
- (23) 熊谷勝「仙台市及び宮城県発注の塗装工事の指名業者による受注予定者の決定事件」公正取引第五二八号五〇頁以下。
- (24) 斎藤成子、有田宏和「徳島県所在の塗装工事業者らによる独占禁止法違反事件について」公正取引第五三〇号五八頁以下。
- (25) 公正取引第五二四号七四頁。
- (26) 斎藤道雄「北海道所在の消防用車両製造業者及び同販売業者による独占禁止法違反事件」公正取引第五三〇号六四頁以下。
- (27) 公正取引第五二八号六八頁。
- (28) 日米構造協議最終報告書は、流通の項における基本認識として、以下のように述べる。「日本政府としては、日本の流通につき、一層の効率化、アクセスの確保、物理的基盤の整備等を推進していくことを通じ、国民の消費生活の充実を図っていくことが重要と考えており、かかる基本認識に基づき各般の背策を推進することとしている。(中略)4. 流通にかかる商慣行について競争の促進、市場の開放性確保等の観点から環境整備を図る。」日米構造問題協議最終報告(通商産業調査会編)五八頁。
- (29) 流通ガイドラインの作成・公表の主旨について、公正取引委員会は次のように述べている。
「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の公表について

平成3年7月11日

公正取引委員会は、我が国市場における公正かつ自由な競争を促進し、一般消費者の利益を確保するとともに、我が国市場を国際的により開かれたものにしていくという、

我が国競争政策の基本的な考え方に基づいて、この度、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（ガイドライン）を作成し、公表した。

また、本日、ガイドラインの公表に伴い、公正取引委員会は、声明を発表した。

1 経緯

公正取引委員会は、「流通・取引慣行等と競争政策に関する検討委員会」（座長　館龍一郎東京大学名誉教授）からの提言（平成2年6月）を踏まえ、本ガイドラインを作成することとし、昨年9月18日に「輸入総代理店契約等における不公正な取引方法の規制に関する運用基準」（原案）を、平成3年1月17日に「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（原案）を作成・公表し、広く国内外の関係機関、団体に両原案に対する意見を求めた。

両原案に対しては、国内外の関係機関、団体等から多数の意見が寄せられた。公正取引委員会は、これらの意見をつぶさに検討し、十分参考した上、①内外無差別のものであることをより明確にする。②事例を追加する等により明確で分かり易いものとする、等の観点から原案の一部を修正し、本ガイドラインを作成したものである。

2 本ガイドラインの性格・事前相談制度の設置

(1) 本ガイドラインは、我が国の流通・取引慣行について独占禁止法上の考え方を具体的に明らかにすることによって、事業者及び事業者団体の独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動の展開に役立てようとするものである。

(2) 本ガイドラインは、流通・取引慣行に関し独占禁止法上問題となる主要な行為についてその考え方を示したものであるが、独占禁止法上問題となる行為はこれに限られるものではない。本ガイドラインに取り上げられていない行為が独占禁止法上問題となるかどうかは、同法の規定に照らして個別具体的に判断されることとなる。

(3) 事業者などにとって、個々の具体的なケースが本ガイドラインに照らして独占禁止法上問題となるかどうかについては判断が容易でないこともあると考えられることから、本ガイドラインの作成を機に流通・取引慣行に係る事前相談制度を設置した。

3 ガイドラインの概要

(1) 本ガイドラインは、第1部「事業者間取引の継続性・排他性に関する独占禁止法上の指針」、第2部「流通分野における取引に関する独占禁止法上の指針」及び第3部「総代理店に関する独占禁止法上の指針」によって構成されている。

(2) 第1部は、主として生産材及び資本材についての生産者・需要者間の取引を念頭に置いて、継続的な取引関係を形成・維持するために行われ、又はこれを背景として行われる事業者の市場への新規参入を阻害し、又は事業者を市場から排除する恐れのある行為を中心に主として不当な取引制限及び不公正な取引方法に関する規制の観点から独占禁止法上の指針を示している。

第1部では次の行為類型を取り上げている。

1 顧客獲得競争の制限

2 共同ボイコット

3 単独の直接取引拒絶

4 取引先事業者に対する自己の競争者との取引の制限

5 不当な相互取引

6 繼続的な取引関係を背景とするその他の競争阻害行為

7 取引先事業者の株式の取得・所有と競争阻害

(3) 第2部は、主として消費財についての生産者・流通業者間の取引を念頭に置いて、メーカー等が流通業者に対して行う各種の制限行為及び小売業者と納入業者との取引における優越的地位の濫用について、不公正な取引方法に関する規制の観点から独占禁止法上の指針を示している。

第2部では次の行為類型を取り上げている。

1 再販売価格維持行為

2 非価格制限行為（流通業者の競争品の取扱、販売地域、取引先、販売方法に関する制限）

3 リペートの供与

4 流通業者の経営に対する関与

5 小売業者による優越的地位の濫用行為（押付け販売、返品、従業員等の派遣の要請、協賛金等の負担要請又は多頻度小口配送等の要請）

(4) 第3部は、財の性格にかかわらず、国内全域を対象とする総代理店（（例）総販売元、輸入総代理店）に関する独占禁止法上の指針を示したものである。

第3部では次の行為類型を取り上げている。

1 競争者間の総代理店契約

2 総代理店契約の中で規定される主要な事項（再販売価格、競争品の取扱、取引先及び販売方法に関する制限）

3 平行輸入の不当阻害

(5) なお、本ガイドラインの第1部、第2部及び第3部で示された各行為類型についての考え方は、財の本質、契約の形態如何にかかわらず、同様の行為類型に対して適用されるものである。

(6) 本ガイドラインは、財の取引について独占禁止法上の考え方を示したものであるが、役務（サービス）の取引についてもその考え方は基本的には同様である。

(7) 本ガイドラインの末尾に親子会社間の取引に対する不公正な取引方法の規制についての考え方を示している。

(30) 植崎憲安「不公正な取引方法における拘束性のとらえ方について一家電製品の価格表示の制限事件の解説ー」公正取引第五一六号五六頁以下。

(31) 植澤孝夫、阿部錦一「理想科学工業株式会社の再販売価格維持・拘束条件付取引事件」公正取引第五一六号五六頁以下。

(32) 長谷部元雄「ユンケル製品等の再販売価格拘束事件について」公正取引第五一七号六一页以下。

- (33) 吉田邦雄、高橋明克「乗車用ヘルメットの再販売価格拘束事件」公正取引第一一七号六九頁以下。
- (34) 石垣照夫、桂大輔「ラジオメータートレーディング株式会社の独占禁止法違反事件について」公正取引第一一八号五八頁以下。
- (35) 日米構造協議最終報告は、損害賠償制度の実効性確保について次のように述べている。
「独占禁止法違反行為の被害者が損害賠償請求を有効に行うことができるようにするため、現行独占禁止法二五条の活用方法について、公正取引委員会に設置された研究会が、本年六月二五日検討結果を公表した。現行の損害賠償制度が効果的に利用されるようにするために、公正取引委員会は、直ちに研究会の提言を実施し、次の事項を含む必要な措置を採る。
1. 独占禁止法違反行為による損害が適正かつ迅速に填補されることによって独占禁止法違反行為の抑止を図るために、公正取引委員会は、独占禁止法二五条に基づく損害賠償請求訴訟において積極的な役割を担う。
 2. 公正取引委員会は、原告（被害者）の違反事実及び損害に関する立証負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。
 - a. 公正取引委員会は、審決所において違反事実をできるだけ具体的に、また明確に記述する。
 - b. 八四条に基づく公正取引委員会の意見においては違反行為と損害との関連性ないし因果関係、損害額及びその算定方法についての考え方をできる限り詳しく記述するとともに、その根拠となる資料を可能な限り添付する。
 - c. 公正取引委員会は、裁判所からの要請により、違反行為の存在または損害の額もしくは因果関係を立証するために必要な資料を提供する。原告（被害者）は、当該資料が裁判所に提出された場合には民事訴訟手続きにしたがい閲覧が認められる。
 - d. 公正取引委員会は、審決が出された独占禁止法違反行為にかかる調査の過程で取得した資料のうち、当該違反行為に基づく損害賠償請求訴訟における違反行為または損害の額もしくは因果関係の立証に関連するものの原本または写しを保持する。
 3. 公正取引委員会は、独占禁止法二五条に基づく損害賠償請求訴訟制度について十分な広報活動を行う。（以下略）」日米構造問題最終報告（通商産業調査会編）九二頁以下。
- (36) 中出孝典「最近の独占禁止法関係訴訟の紹介」公正取引第一一〇号二二頁以下。
- (37) 一審判決につき判例時報第一四七四号二五頁。
- (38) 判例時報第一五〇七号四三頁。
- (39) 判例時報第一五〇〇号三頁。
- (40) 中出孝典「最近の独占禁止法関係訴訟の紹介」公正取引第五二四号三八頁以下。
- (41) 同上。
- (42) 判例時報第一四七一号一〇四頁。
- (43) 判例時報第一四五〇号一〇一頁。
- (44) 判例時報第一四五七号九二頁。

- (45) 判例時報第一四三一号七二頁。
- (46) 判例時報第一四三〇号七四頁。
- (47) 判例時報第一四五八号一一頁。
- (48) 判例時報第一四五四号六〇頁。
- (49) 西田典之「業務用ストレッチフィルム価格カルテル事件－平成五年五月二一日東京高裁判決をめぐって－」公正取引第五一六号四四頁以下。
- (50) 赤松美登里「社会保険庁発注の支払通知書等貼付用シールの入札談合事件」公正取引第五二四号二八頁以下。
- (51) 吉武三男、川上双士郎「紳士服販売業者による不当な二重価格表示等事件について」公正取引第五二五号六九頁以下。